

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 亀岡市 (都道府県: 京都府)

本事業の担当部署名 まちづくり推進部建築住宅課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	亀岡市新婚世帯等支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 当課が実施した亀岡市新婚世帯支援事業においては、新婚世帯に対する住宅確保に要する費用を支援することにより、市内で結婚する世帯を増やし、もって本市の少子化及び定住促進を図ることを目的として、新婚世帯支援事業の取組を行う。 本事業において結婚時の経済的負担を軽減し、結婚への後押し及び京都市や大阪府の通勤圏内というメリットを生かして若い世代から本市が選ばれるための事業と位置付ける。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 当年度についても昨年度に引き続き亀岡市新婚世帯支援事業によって新婚世帯に対する住宅確保に要する費用を支援することにより、市内で結婚する世帯を増やし、もって本市の少子化及び定住促進を図ることを目的として、新婚世帯支援事業の取組を行う。 ＜本個別事業の位置付け＞ 第5次亀岡市総合計画計画において、①移住定住促進・少子化対策、②魅力の発信・地域経済の発展、③世界に誇れる環境先進都市へのまちづくり、④安全・安心の推進、⑤新産業を創出するまちづくりが重点テーマとなっており、このうち本事業は①移住定住促進・少子化対策に位置づけられる。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦の一方の婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ※要件緩和分は市単費にて実施			
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が30万円 ただし、府外からの移住世帯は60万円 ※要件緩和分は市単費にて実施			
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が30万円 ただし、府外からの移住世帯は60万円 ※要件緩和分は市単費にて実施				
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無							
※(注)3 【その他独自要件】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証(亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年亀岡市告示第20号。)第5条に規定する亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証をいう。)を提出した世帯も対象としており、要件緩和分に該当するため市単費で対応。</li> <li>・対象となる婚姻期間は4/1～翌3/31となる。</li> </ul>							

2. 申請見込

①新規世帯見込	5	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	0	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和3年度実績は5件、令和4年度実績は4件、令和5年度実績は4件であったこと及び予算上の都合により支給見込み世帯を5件とする。  
新婚世帯からの申請状況によって、補正予算等に対応する。

(参考)

【令和5年度申請状況】		
申請世帯数見込	4	世帯
～12月(実績)	4	世帯
1月～3月(見込)	0	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	0 世帯 × 600,000 円 =	0	円
(その他)	5 世帯 × 300,000 円 =	1,500,000	円
	(継続補助)	0	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

本市ホームページ、広報誌、ポスター掲示等による広報を予定。

KPI項目	単位	目標値	現状値
移住相談窓口を利用した年間移住者数	組	40 (R7年度)	26 (R4年度)
<p>少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通</p>			
項目	単位	直近の実績	
合計特殊出生率		1.35 (2013-2017)	
婚姻件数	件	257 (2022)	
婚姻率		2.95 (2022)	
KPI項目	単位	目標値	現状値
事業内容番号	項目		
	(アウトプット)		
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	100	80
	(アウトカム)		
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	100	100
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	100	100
<p>他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7</p> <p>京都府ホームページで広報を行う。</p>			
<p>民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8</p> <p>R4年度には市内の不動産業者等に対し、施策に関連した説明会を開催した。不動産業者等を通じて情報提供、周知を行う。</p>			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。